

社会福祉法人 熊本厚生会 役員報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人熊本厚生会役員に対する報酬の考え方、支給基準及び報酬の額を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次の通りとする。

- (1) 役員とは定款第16条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、前号に定める役員のうち原則として週3日以上業務に従事する者をいう。
- (3) 役員報酬等とは、法人の役員としての業務執行の対価、さらに以下の固有の業務の他、種々の条件を加味した報酬全般をいう。
 - ① 経営、法人運営等の責任の度合
 - ② 資金調達等の責任度合（個人担保提供状況、保証状況、その他）
 - ③ 常勤役員の勤務状況並びに勤続年数
 - ④ 常勤役員が施設長（医師）を兼ねる場合
 - ・ 医師としての経験並びに勤続年数
 - ・ 医師としての勤務状況並びに責任の度合
 - ・ 地域における医師確保の平均的水準等

(役員報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次の通り報酬等を支給するものとする。

- (1) 当法人は常勤の役員に対し、評議員会で定めた別表の上限額（月度）の範囲内にて役員報酬を支給する。
- (2) 個別の常勤役員に対する役員報酬額は、第2条第3項を加味して理事会において決定する。
- (3) 常勤の役員以外の非常勤役員に対して報酬は支給しない。

(退職金の支給)

第4条 常勤役員に対し、別に定める「理事退職慰労金・甲慰金支給規程」に基づき退職金を支給するものとする。

(準 用)

第5条 役員報酬の支払い方法等については、職員給与規程の定めるところとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表（常勤役員の報酬月額上限）

区 分	金 額
理 事	1,800,000円以内